

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

第三十五条第一項第六号中「身体障害者福祉法」の下に「(昭和二十四年法律第二百八十三号)」を、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「(昭和二十五年法律第二百二十三号)」を加える。第六十三条第二号中「昭和二十三年法律第二百五号」を削る。第六十四条の次に次の四条を加える。

(療養介護医療費の支給)
第六十四条の二 市町村は、法第七十条第一項の規定に基づき、毎月、療養介護医療費を支給するものとする。

2 支給決定を受けた障害者が指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る療養介護医療費を受けたときは、法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により当該支給決定を受けた障害者に支給すべき療養介護医療費は当該指定障害福祉サービス事業者に対して支払うものとする。

(基準該当療養介護医療費の支給の申請)
第六十四条の三 基準該当療養介護医療費の支給を受けようとする特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者は、法第七十一条第一項の規定に基づき、第三十一条第一項各号に掲げる事項のほか、支給を受けようとする基準該当療養介護医療費の額を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、同項の基準該当療養介護医療費の額を証する書類を添付しなければならない。
(令第四十二条の四第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額の算定方法)
第六十四条の四 令第四十二条の四第二項の規定により読み替えて適用する同項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額(その額が一万円を下回る場合には一万円とする。)とする。ただし、令第四十二条の四第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二千円を超えるときは、四万二千円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、要保護者(生活保護法第六十九条に規定する要保護者をいう。)である者であつて、令第四十二条の四第二項第二号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替えて適用する同項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額を一万円としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、一万円とする。
(令第四十二条の四第三項に規定する率の算定方法)
第六十四条の五 令第四十二条の四第三項に規定する率の算定については、次の各号に掲げる額を、当該各号に掲げる額の合計額で除すものとする。

- 一 支給決定障害者(令第四十二条の四第一項に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十一条の三において同じ。)が同一の月に受けた指定療養介護医療(令第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。)(食事療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。次号において同じ。))及び生活療養(同項第二号に規定する生活療養をいう。次号において同じ。))を除く。(二)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
- 二 支給決定障害者が同一の月に受けた基準該当療養介護医療(法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。)(食事療養及び生活療養を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

第六十五条第一項中「、指定自立支援医療機関」の下に「、指定療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所(法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。)(以下この条において「指定自立支援医療機関等」と総称する。))」を加え、「当該指定自立支援医療機関」を、「当該指定自立支援医療機関等」に改め、同条第二項中「指定自立支援医療機関」を、「指定自立支援医療機関等」に改め、第二章第二節中同条の次に次の一条を加える。

(法第七十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める機関)
第六十五条の二 法第七十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める機関は、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所及び児童相談所とする。

第二章に次の一節を加える。

第三節 補装具費の支給

(令第四十三条の三第三号に規定する厚生労働省令で定める者)
第六十五条の三 令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額(同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。))としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。
(令第四十三条の三第三号に規定する厚生労働省令で定める給付)
第六十五条の四 令第四十三条の三第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、第二十八条各号に掲げる給付とする。

(令第四十三条の三第三号に規定する厚生労働省令で定める者)
第六十五条の五 令第四十三条の三第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。
(令第四十三条の三第四号に規定する厚生労働省令で定める者)
第六十五条の六 令第四十三条の三第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(補装具費の支給の申請)
第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときは、市町村に対し、あらかじめ第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によつて当該申請に係る障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

- 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る補装具の種類、名称、製造事業者名及び販売事業者名又は修理事業者名
- 四 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあつては、その番号
- 五 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち令第四十三条の二第一項に規定する者の所得が同条第二項の基準未満であることその他所得の状況に関する事項
- 六 医師の意見書又は診断書
- 七 第五号の事項を証する書類その他負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類
- 八 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要する費用の見積り
- 九 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収証
- 十 当該申請に係る補装具の購入又は修理の完了後の当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等